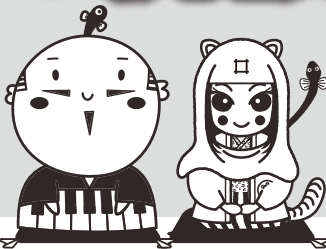


軽四輪自動車等の税額

◎自動車検査証に記載されている「初度検査年月」に応じた税額が適用されます

軽自動車税(種別割)は賦課期日(毎年4月1日)現在、対象車両を所有している人に課税されます。

出世大名 家康くん



出世法師 直虎ちゃん

©浜松市

こちらを確認してください

※「初度検査年月」は、最初に車両番号の指定を受けた年月です。



自動車検査証		検査協会	
車両番号	交付年月日	初度検査年月	車体の形状
浜松 580 ん 8002	平成28年4月25日	平成19年4月	軽四輪
車台番号	車体型式	最大積載量	
AB12C-3456789	4人	kg	
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類
×××	D E F-A B 1 2 C	G 3 H	ガソリン
前軸重	後軸重	空転定数	車体長さ
0.65L	550kg	300kg	10123
4050			
使用者氏名又は名称	住所	静岡県浜松市中区元目町120番地の1	
所有者氏名又は名称	住所	使用者住所と同じ	
使用の本拠の位置	静岡県浜松市中区元目町120番地の1		
有効期間の満了する日	平成28年4月25日		



車両区分		税額(年額)			
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	7,200円	12,900円
		営業用	6,900円	5,500円	8,200円
	貨物	自家用	5,000円	4,000円	6,000円
		営業用	3,800円	3,000円	4,500円
三輪			3,900円	3,100円	4,600円

燃費基準はこちらを確認してください

※初度検査年月から13年を経過した車両にはグリーン化(環境負荷の低減)のため税負担が重くなる重課税額が適用されます。

グリーン化特例(軽課)の税額

初度検査年月

令和5年4月～令和6年3月

乗用営業用	
令和12年度 燃費基準90%達成車	令和12年度 燃費基準70%達成車
平成30年排出ガス基準50%低減又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る	
税額(年額)	
3,500円	5,200円

電気自動車 天然ガス車	
平成30年排出ガス基準適合又は 平成21年排出ガス基準10%低減達成車に限る	
税額(年額)	
乗用自家用	2,700円
乗用営業用	1,800円
貨物自家用	1,300円
貨物営業用	1,000円

☆納税証明書(継続検査用)は大切に保管してください。

納税証明書(継続検査用)は、「車検」などの際に必要となる場合があります。なお、以下の場合は、納税証明書(継続検査用)として使用することができません。

- 令和6年4月19日現在で、令和5年度以前の軽自動車税が未納となっている場合
- 「車検制度」の無い車両の場合



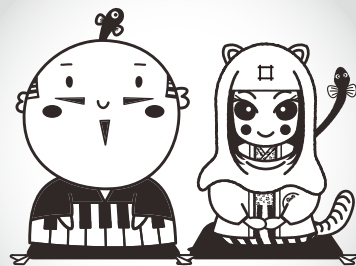
【お問い合わせ先】浜松市役所 財務部 市民税課 軽自動車税グループ

〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1 元目分庁舎1階
shiminze@city.hamamatsu.shizuoka.jp

☎053-457-2077

原動機付自転車 二輪車等の税額

出世大名 家康くん



出世法師 直虎ちゃん

©浜松市

軽自動車税（種別割）は賦課期日（毎年4月1日）現在、対象車両を所有している人に課税されます。

車両区分		税額(年額)
原動機付自転車	総排気量50cc以下 特定小型原動機付自転車	2,000円
	総排気量90cc以下	2,000円
	総排気量125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車	総排気量125cc超 250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

※排気量に準じた電動バイクなども含まれます。

口座振替をご利用の方へ

5月31日（金）が振替日です。残高のご確認とご入金、振替日の前日までをお願いします。「車検」などの際に必要な納税証明書（継続検査用）は、6月中旬頃に発送予定です。

※口座振替依頼書での申込み

口座振替依頼書（自動払込利用申込書）を浜松市取扱金融機関等の店頭窓口へご提出ください。依頼書での申込みの場合、令和6年度分には間に合わず翌年度の令和7年度から口座振替になります。

※Web 口座振替受付サービスでの申込み

PCやスマートフォンを利用し、Web上で口座振替の申込みが可能です。5月15日（水）までのWeb申込みで、令和6年度から口座振替になります。

詳細は➔



スマートフォン決済アプリ等で納付する場合の注意点

納税証明書（継続検査用）は、今後の車検時に必要となる場合があります。

- スマートフォン決済アプリや地方税お支払サイトで納付する場合は、納付書等には領収印が押印されないため、領収書や納税証明書（継続検査用）として使用できません。
- スマートフォン決済アプリや地方税お支払サイトで納付する場合は、eL-QRコードを読み取ってください。
- スマートフォン決済アプリや地方税お支払サイトにより納期限日の5月31日（金）までに納付された場合は、納税証明書（継続検査用）を7月上旬頃に発送する予定です。